

Ⅳ 郷土の自然や文化への学びを支援します

清瀬の特色を活かした活動を推進することにより、清瀬の文化・歴史に対する理解と、郷土への愛着を深めるとともに、郷土文化を確実に伝承・継承します。

方向性１２：日本の良さ、清瀬の魅力を理解し、内外に向けて発信する力の育成

市民生活の様々な場面において、清瀬の文化や歴史に触れる機会を増やし、知識や理解を深めます。

また、我が国や清瀬の魅力を内外に向けて発信し、国際社会に生きる日本人としてのアイデンティティを育みます。



方向性13：清瀬の文化や歴史を深く学ぶことのできる機能の強化

図書館や郷土博物館を、市民にとってより身近な存在とし、いつでも誰でも清瀬の郷土文化について深く学ぶことができる専門機関としての機能を高めます。



方向性14：体験を通した郷土文化の継承と郷土愛の醸成

市民の郷土への誇りを育むとともに、児童・生徒が伝統文化の尊さを理解し、伝承・継承の担い手になることを目指して、清瀬の資源である自然や、郷土芸能等の郷土文化を活かした体験活動を充実します。



V 地域の力で清瀬の教育をつなぎます

地域コミュニティの機能が希薄な現代において、人と社会をつなげる地域の役割はとても重要です。地域コミュニティの体制を整備することにより、生涯学習、家庭、学校、郷土文化を地域の力でつなぎ、清瀬の教育の充実と地域の活性化を目指します。

方向性15：世代を超えた地域コミュニティの構築

変化の激しい社会で自立して生活するためには、家庭・学校だけでなく地域社会での、世代・文化・生活様式等の異なる多様な人々との交流により理解を深め、それぞれの持っている知識・技能を伝承・継承していくことでコミュニティの活性化を目指します。



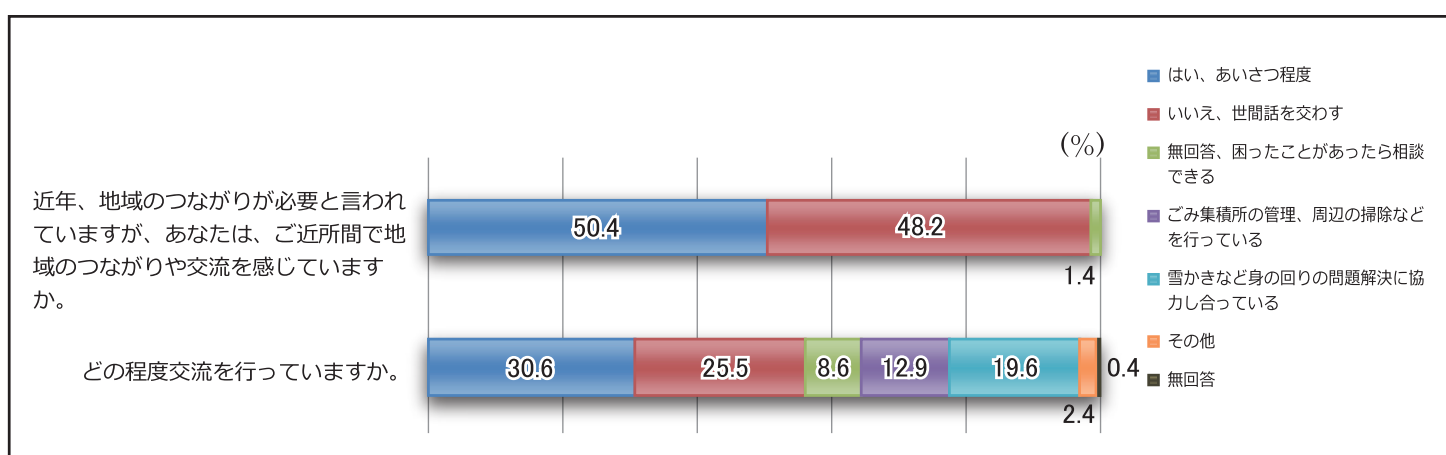
方向性16：地域の力を学校に生かす仕組みづくりの推進

学校を取り巻く環境は著しく変化しており、学校における教育活動への地域ボランティアの支援はますます重要になります。それらの支援が学校のニーズに合致するような仕組みをつくり、学校への支援を活性化させることで、学校を核にした地域コミュニティの構築を目指します。



清瀬市民のきもち（データから）

平成26年6月実施 第14回清瀬市世論調査報告書による

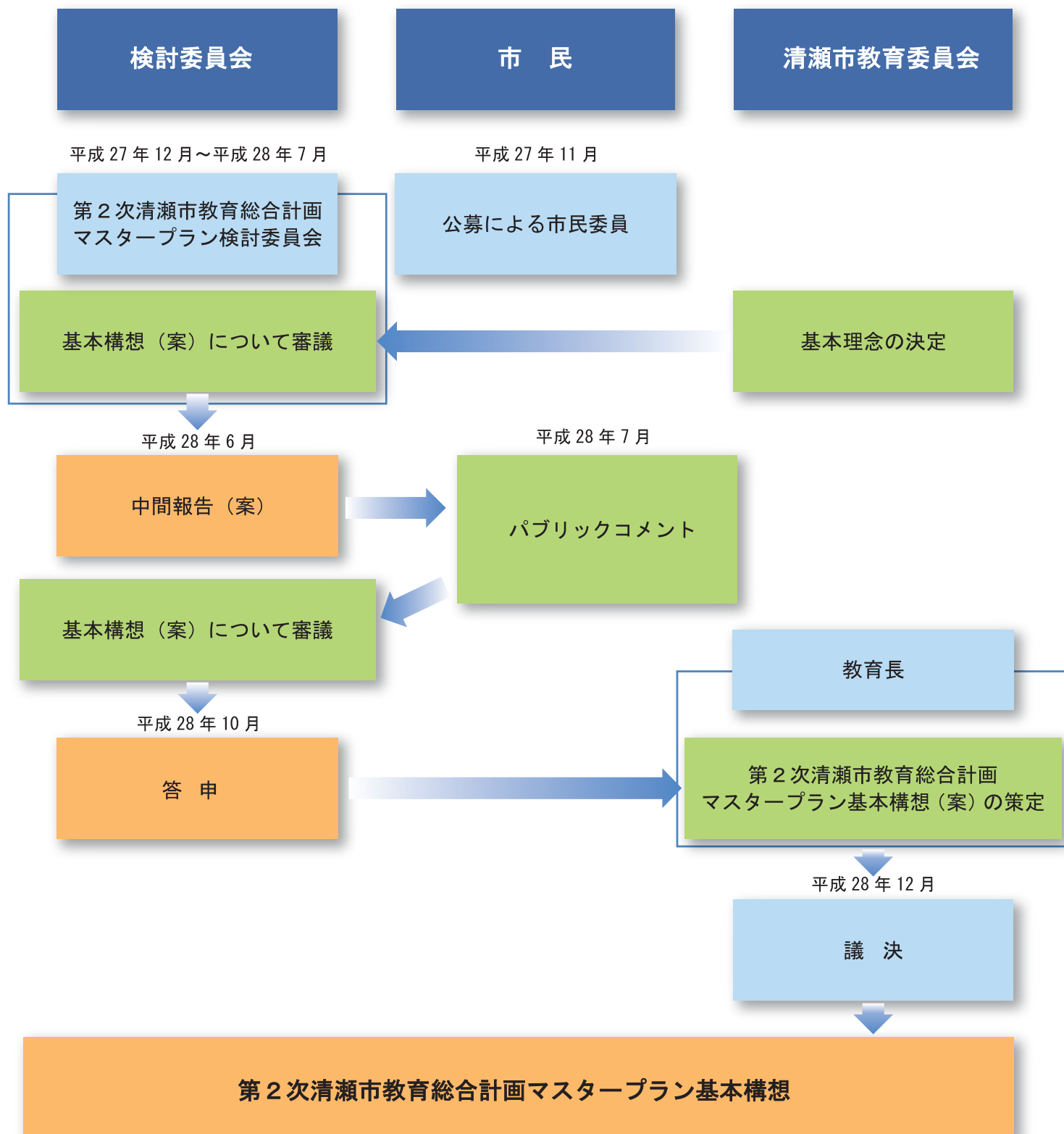


平成26年6月実施の第14回清瀬市世論調査報告書によると、地域のつながりや交流を約半数の方が必要性を感じているにもかかわらず、その内の約半数があいさつや世間話を交わす程度の交流しか図られていないことがわかります。清瀬の教育が地域をつなぐことで地域を活性化することが必要です。

資料編

第5 検討委員会の構成と検討経過

I 策定過程と策定体制



〈凡例〉

教育委員会・教育長・各会議体

検討内容

成果物

Ⅱ 第2次清瀬市教育総合計画検討委員会設置要綱

平成27年7月1日教育委員会訓令第3号

(設置・目的)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、地域の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画となる清瀬市教育総合基本計画（以下「教育総合計画」という。）の検討を目的として、清瀬市教育総合計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に定める事項について検討し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 学校教育の在り方に関すること。
- (2) 地域教育及び社会教育の在り方に関すること。
- (3) その他教育に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する委員17名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育委員の代表
- (3) 市立学校校長の代表
- (4) 保護者の代表
- (5) 公募の市民
- (6) 体育協会の代表
- (7) 文化協会の代表
- (8) 青少年問題協議会の代表
- (9) 就学前教育の代表
- (10) 図書館協議会委員の代表
- (11) 博物館協議会委員の代表
- (12) 高等学校の校長

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、教育長が委員のうちから指名する。

4 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(公募委員)

第4条 策定する教育総合計画に、地域住民の意見を十分に反映するため、市内在住で18歳以上の市民を公募の上、4名を上限として検討委員会の委員とする。

2 公募の結果、応募者が4名を上回る場合、応募者から提出された論文を別に定める論文審査会にて評価を行い、委員を決定する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第6条 検討委員会の設置期間は、第2条に規定する報告をもって終了する。

(庶務)

第7条 検討委員会の設置期間は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。



Ⅲ 第2次清瀬市教育総合計画検討委員会検討経過

日 時	会 場	議 題 等
第1回 平成27年12月16日 午前10時から	健康センター第1会議室	・検討会設置主旨説明 ・委員紹介・委嘱状交付 ・現行計画の概要説明等
第2回 平成28年1月22日 午後2時から	清瀬市役所第2委員会室	・柱立ての検討
第3回 平成28年2月23日 午前10時から	健康センター第1会議室	・柱立ての検討 ・施策の方向性の検討
第4回 平成28年4月26日 午後3時から	生涯学習センター 講座室1	・施策の方向性の検討
第5回 平成28年5月12日 午前10時から	健康センター第2会議室	・中間報告案の検討
第6回 平成28年7月14日 午前10時から	清瀬市役所第2委員会室	・最終報告案のまとめ
平成28年10月4日 午後3時から	健康センター第1会議室	・教育長への答申



Ⅳ 第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン検討委員会委員名簿

	氏 名	要綱上の選出区分	所属団体 (役職) 等	備 考	
1	なかだ まさひろ 中田 正弘	学識経験者	帝京大学教授	委員長	
2	しまざわ りょうじ 島澤 良次	社会教育委員の代表	社会教育委員		
3	さとう つよし 佐藤 強	市立学校校長の代表	芝山小学校		
4	むらた まさし 村田 政司		清瀬第三中学校	平成 28 年 3 月 31 日まで	副委員長
			清瀬第四中学校	平成 28 年 4 月 1 日から	
5	ふくしま たかこ 福島 崇子	保護者の代表	清瀬第八小学校		
6	さいとう しのぶ 齊藤 しのぶ		清瀬第二中学校		
7	きくち まさあき 菊地 政明	公募の市民			
8	やざわ ようこ 矢澤 洋子				
9	わだ ひろみ 和田 裕美				
10	はやし みつお 林 光夫				
11	ひろせ よう 広瀬 洋	体育協会の代表	体育協会会長		
12	にしざわ ようこ 西澤 陽子	文化協会の代表	文化協会会長		
13	なかにし のりなが 中西 宣長	青少年問題協議会の代表	青少年問題協議会委員		
14	うちの みつひろ 内野 光裕	就学前教育の代表	ゆりかご幼稚園理事長		
15	こかりまい きよひろ 小荻米 清弘	図書館協議会委員の代表	協議会会長		
16	さいとう たかお 齊藤 隆雄	博物館協議会委員の代表	協議会会長		
17	つちだ ゆたか 土田 豊	高等学校の校長	清瀬特別支援学校校長	平成 28 年 3 月 31 日まで	
	いちかわ ゆうじ 市川 裕二			平成 28 年 4 月 1 日から	

第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン基本構想 (平成29年度～平成37年度)

発行：平成29年3月

発行者：清瀬市教育委員会

編集：清瀬市教育部教育総務課

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地

電話 042-492-5111（代表）

ホームページ <http://www.kiyose.ed.jp>